

## さいたま市学校結核対策委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市附属機関の設置等に関する条例（平成26年さいたま市条例第2号。次条において「条例」という。）第6条の規定に基づき、さいたま市学校結核対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 条例別表教育委員会の部さいたま市学校結核対策委員会の項担当事務の欄に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) さいたま市立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（次号から第5号までにおいて「学校」という。）における結核健診の実施状況及び結果の把握に関すること。
- (2) 精密検査の対象となる学校の児童生徒の管理方針で精密検査、経過観察の指示等に関する専門的事項に係るものに関すること。
- (3) 学校の児童生徒が結核患者となった場合における保健所と協力した対策に関すること。
- (4) 地域と連携した学校の結核管理方針に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校の児童生徒に対する結核対策の推進に関すること。

### (委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長3人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、緊急の議事があると委員長が認めたときは、この限りでない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得たときは、公開しないことができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市教育委員会学校教育部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。